

「徳山ダムに係る導水路検討会」設立趣旨

国土交通省中部地方整備局は、徳山ダムに確保する渇水対策容量を木曽三川で利用する施設として連絡導水路の検討を進めてきたところである。

また、平成16年6月22日の「徳山ダムに関する三県一市副知事・助役会議」において、国土交通省は三県一市から『徳山ダムで開発した水の効率的な利用方策については、三県一市と密接に連携を図りながら導水路の早期の具体化に向けて検討を進めること』との要請も受けている。

これらの経緯を踏まえ、徳山ダムに渇水対策として貯留した水を木曽川、長良川に補給するため、及び愛知県、名古屋市が新規開発した都市用水を利用するために必要となる揖斐川からの導水路について、国土交通省及び三県一市による意見交換を行うとともに、透明性を確保しつつ、具体化に向けた検討を行うことを目的として、「徳山ダムに係る導水路検討会」を設立するものである。

「徳山ダムに係る導水路検討会」規約

(趣旨)

第1条 「徳山ダムに係る導水路検討会」(以下「検討会」という)の組織及び運営に関しては、この規約に定めるところによる。

(目的)

第2条 本検討会は、徳山ダムに渇水対策として貯留した水を木曽川、長良川に補給するため、及び愛知県、名古屋市が新規開発した都市用水を利用するために必要となる揖斐川からの導水路について、国土交通省及び三県一市による意見交換を行うとともに、透明性を確保しつつ、具体化に向けた検討を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 検討会は、次に掲げる者により構成する。

座長	国土交通省中部地方整備局河川部 岐阜県基盤整備部建設管理局	河川調査官 河川課長
	〃	水資源課長
	愛知県企画振興部	土地水資源課長
	建設部	河川課長
	企業庁	水道計画課長
	三重県地域振興部	資源活用室長
	県土整備部	河川室長
	名古屋市上下水道局技術本部計画部	水資源主幹

(座長)

第4条 座長は、国土交通省中部地方整備局河川部河川調査官が務めるものとし、会務を総括し検討会を代表する。

(検討会の所掌事務)

第5条 検討会は、導水路事業の建設着手に向け、主に掲げる事項について行う。

- 一 導水路の具体化(ルート選定等)に向けての基礎資料の検討
- 二 導水路の具体化に伴う関係者間の意見交換
- 三 その他

(検討会の開催)

第6条 検討会の開催は、座長の判断により、随時開催するものとする。

(議事の公開)

第7条 議事の公開については、検討会終了後の議事概要を公表することをもって公開とする。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、中部地方整備局河川部河川環境課内に置く。

(会議の招集)

第9条 検討会会議の招集は、座長の確認を得て事務局が招集する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が検討会に諮って定める。

付則

この規約は平成16年10月14日から施行する。

「徳山ダムに係る導水路検討会」規約改正理由

「徳山ダムに係る導水路検討会」は、平成16年6月に行われた副知事・助役会議の意見を踏まえ、具体化に向けた検討及び意見交換を行う場として平成16年10月に設置され、これまでに4回開催してきた。

今回、導水路事業が新規実施計画調査として採択されれば、導水路計画策定に向けて一つ一つ具体化していく必要があり、三県一市と調整を図り、意志決定を要する事項も多くなるため、そのような会議の場が必要と考えられる。

このため、「徳山ダムに係る導水路検討会」については、導水路事業がH18新規実施計画調査に着手することを契機に、部局長クラスによる意志決定を行う場として位置づけたい。

また、従来の課長クラスの会議は、幹事会として引き続き、情報交換・具体化に向けた検討の場としていきたい。

「徳山ダムに係る導水路検討会」規約変更（案）

（趣旨）

第1条 「徳山ダムに係る導水路検討会」（以下「検討会」という）の組織及び運営に関しては、この規約に定めるところによる。

（目的）

第2条 本検討会は、徳山ダムに渇水対策として貯留した水を木曽川、長良川に補給するため、及び愛知県、名古屋市が新規開発した都市用水を利用するために必要となる揖斐川からの導水路について、国土交通省及び三県一市による計画立案に向けた意見交換を行い、透明性を確保しつつ、導水路事業の建設着手に向け、よりよい実施計画を策定することを目的とする。

（構成）

第3条 検討会は、次に掲げる者により構成する。

座長	国土交通省中部地方整備局	河川部長
	岐阜県基盤整備部	建設管理局長
	愛知県企画振興部	企画振興部長
	建設部	建設部長
	企業庁	水道部長
	三重県地域振興部	地域振興部長
	県土整備部	県土整備部長
	名古屋市上下水道局	技術本部長

（座長）

第4条 座長は、国土交通省中部地方整備局河川部長が務めるものとし、会務を総括し検討会を代表する。

（幹事会）

第5条 検討会に幹事会を置くものとする。

2 幹事会に属すべき幹事は、検討会を構成する者がそれぞれ指名する者とする

3 幹事長は、国土交通省中部地方整備局河川部河川調査官が務めるものとし、幹事会の事務を所掌する。

（検討会の所掌事務）

第6条 検討会は、導水路事業の建設着手に向け、主に掲げる事項について行う。

- 一 導水路の計画立案に向けた意見交換
- 二 導水路計画の具体化を図ること
- 三 その他

(検討会の開催)

第7条 検討会の開催は、座長の判断により、随時開催するものとする。

2 幹事会は、検討会に先立ち開催することを基本とし、必要に応じて開催できるものとする。

(議事の公開)

第8条 検討会の議事の公開については、検討会終了後の議事概要を公表することをもって公開とする。また、幹事会については、非公開とする。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、中部地方整備局河川部河川環境課内に置く。

(会議の招集)

第10条 検討会会議の招集は、座長の確認を得て事務局が招集する。また、幹事会の招集は、幹事長の確認を得て事務局が招集する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が検討会に諮って定める。

付則

この規約は平成16年10月14日から施行する。

付則

この規約は平成17年 月 日から施行する。